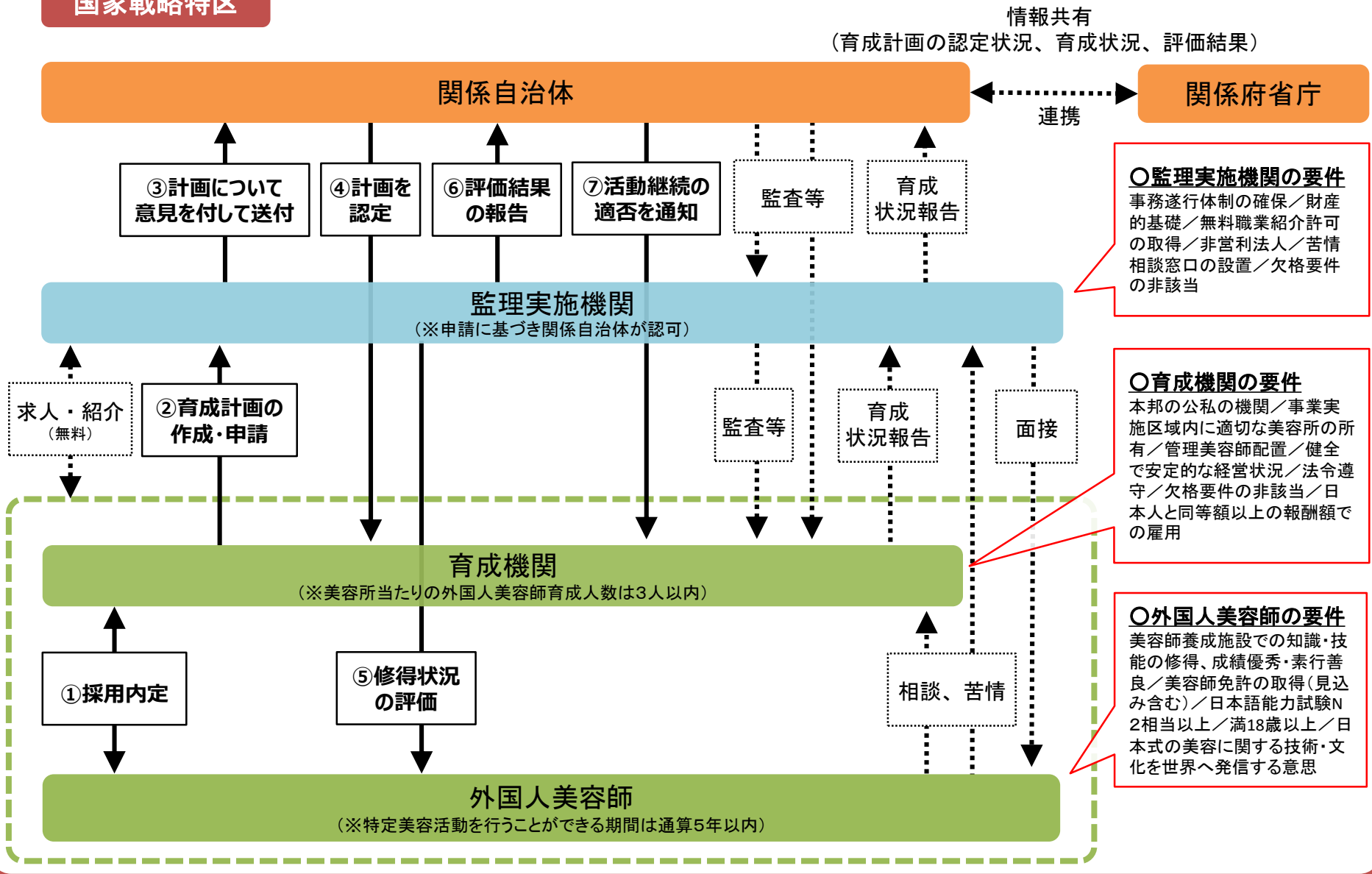


外国人美容師育成事業 制度概要

国家戦略特区



○監理実施機関の要件
 事務遂行体制の確保／財産的基礎／無料職業紹介許可の取得／非営利法人／苦情相談窓口の設置／欠格要件の非該当

○育成機関の要件
 本邦の公私の機関／事業実施区域内に適切な美容所の所有／管理美容師配置／健全で安定的な経営状況／法令遵守／欠格要件の非該当／日本人と同等額以上の報酬額での雇用

○外国人美容師の要件
 美容師養成施設での知識・技能の修得、成績優秀・素行善良／美容師免許の取得(見込み含む)／日本語能力試験N2相当以上／満18歳以上／日本式的美容に関する技術・文化を世界へ発信する意思

○雇用の継続が不可能となった場合の措置

雇用の継続が不可能となった場合、外国人美容師に責がなく、継続して本事業による在留を希望するときは、監理実施機関が新たな育成機関を確保するよう努める

○帰国担保措置

外国人美容師が帰国旅費を支弁できないときは、育成機関が当該旅費を負担する(育成機関が支弁できないときは、監理実施機関が当該旅費を負担する)